

警察本部長

〔沿革〕 昭和61年9月例規（警）第17号 平成8年10月例規（執）第25号
平成21年5月例規（執）第20号 平成21年5月例規（警）第23号
平成26年5月例規（交総）第29号 平成29年3月例規（免）第9号
各部長・参事官・所属長

みだしの要領を次のとおり制定し、昭和59年3月1日から実施することとしたので適正に運用されたい。

記

運転免許の効力の準仮停止実施要領

1 意義

運転免許の効力の準仮停止（以下「準仮停止」という。）とは、自動車等の運転者が、運転免許（以下「免許」という。）の取消し処分に該当する悪質危険な違反行為をし、又は交通事故を起こした場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の2に規定する免許の効力の仮停止（以下「仮停止」という。）の適用ができない場合に、仮停止に準じた迅速な事務処理を推進し行政処分の早期執行を図ることによって、これら悪質危険な運転者を早期に排除し、もつて道路交通の安全を確保しようとするものである。

2 準仮停止対象事案

県内に住居を有する運転者の違反行為のうち、犯罪事実が明白であり、かつ、累積点数が免許の取消し点数に達することが明らかな次の各号に掲げる事案について行うものとする。

- (1) 仮停止に該当する事案であるが、被処分者の負傷等により仮停止の手続ができなかったもの
- (2) 運転殺人等又は運転傷害等若しくは故意による道路外致死傷等に係る交通事故を起こした場合
- (3) 仮停止の対象とならない人の死亡に係る交通事故のうち、被処分者の一方的過失によるもの
- (4) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までの罪に該当する場合
- (5) 次の事案のうち、被疑者の身柄を拘束（逮捕）したもの
 - ア 酒酔い運転又は麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態での運転
 - イ 呼気1リットルにつき0.25ミリグラム（相当）以上の酒気帯び運転
 - ウ 免許の効力停止期間中（ただし、点数制度に基づく処分に限るものとし、いわゆる危険性帯有を理由とする処分を除く。）の無免許運転
 - エ 酒気帯び運転の伴う人の傷害に係る交通事故及び建造物損壊事故
 - オ 酒気帯びの伴う次の違反行為（ただし、否認事案を除く。）
 - (ア) 無免許運転
 - (イ) 無資格運転
 - (ウ) 50キロメートル毎時以上の速度超過

3 処理要領

(1) 事案発生の即報

準仮停止事案の取り扱った警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、仮停止と同様の手続により、速やかに（夜間又は休日に発生した事案についてはその翌日）事案の概要を執行課長に電話即報すること。

(2) 聴聞開催手続等

ア 前記(1)の即報を受理した執行課長は、その内容を十分に審査したうえ、直ちに当該事案を起こした者に対する聴聞の日時・場所・その他必要な事項を当該即報に係る署長等に通報するとともに、取締り原票中の違反登録票又は、人身・物損事故用行政処分原票中の事故登録票を作成し、登録手続を行うものとする。

イ 前記アの通報を受けた署長等は、速やかに意見の聴取通知書（別記様式）を被処分者に交付するとともに、出頭に際しての必要な事項を教示するものとする。

(3) 関係記録の送付等

ア 署長等は、準仮停止事案の事実認定に必要な関係書類を作成し、即報の日から7日以内に執行課長に送付すること。

イ 準仮停止の即報を行った取締り原票及び人身・物損事故用行政処分原票は、上部欄外に「準仮」と朱書し、その経過を明らかにしておくこと。

4 事務処理上の留意事項

(1) 準仮停止は、道路交通法に定められた手続ではなく、行政処分事務の迅速処理の手段であるから、運転免許証の保管は絶対にしないこと。

(2) 事案発生の即報に当たっては仮停止における「事案発生即報」に準ずること。

以下別記様式省略